

函南町下水道事業審議会

令和 8 年度第 1 回資料

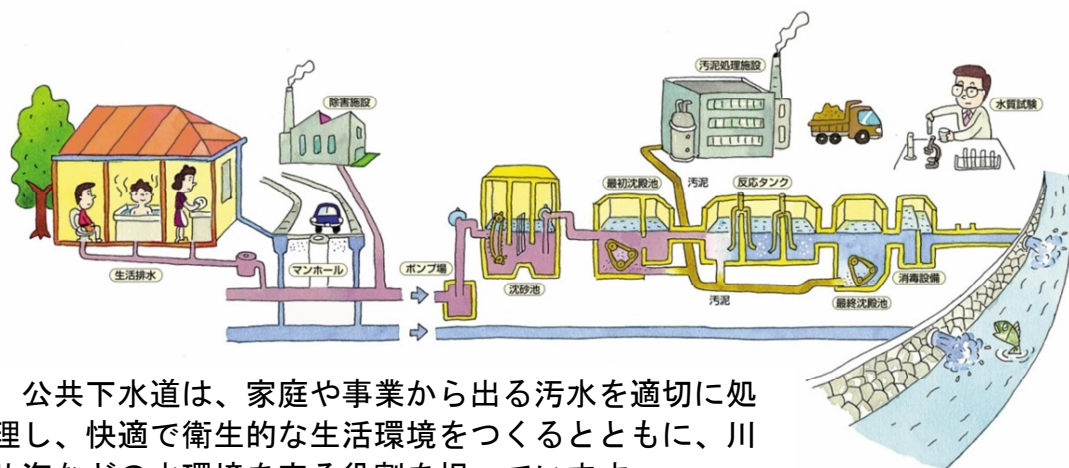
令和 8 年 9 月 4 日

函南町 建設経済部 上下水道課

目 次

1	事業の概要について	P. 1～4
2	公営企業会計の仕組みについて	P. 5～7
3	将来の予測について	P. 8～13
4	下水道使用料の現状と課題について	P. 14～23
5	使用料改定について	P. 24～25
6	使用料を適切な時期に改定しなかった場合	P. 26
7	料金改定せず現行料金を継続した場合のシミュレーション	P. 27
8	令和8年度下水道事業審議会スケジュール(案)	P. 28

1 事業の概要



公共下水道は、家庭や事業から出る汚水を適切に処理し、快適で衛生的な生活環境をつくるとともに、川や海などの水環境を守る役割を担っています。

(1) 函南町公共下水道事業の概要

函南町の公共下水道事業は、昭和51年度から污水管渠の整備に着手し、昭和60年10月から供用を開始しました。処理区は東部処理区と間宮処理区に分かれ、間宮処理区は令和5年度に概ね整備が完了しています（間宮処理区における三島市整備分を除く）。東部処理区は下水道使用料を函南町が徴収し、県に維持管理負担金を支払い、狩野川東部浄化センターで汚水を処理しています。

令和7年度末時点で 506.2haの整備を完了し、水洗化率は90.9%となっています。

処理場は狩野川東部浄化センター（静岡県）と三島終末処理場（三島市）に接続しています。また、マンホールポンプ場28か所と管渠115.6kmを有しています。

なお、今回料金改定の審議をお願いするのは東部処理区分となります。

令和7年度末整備状況

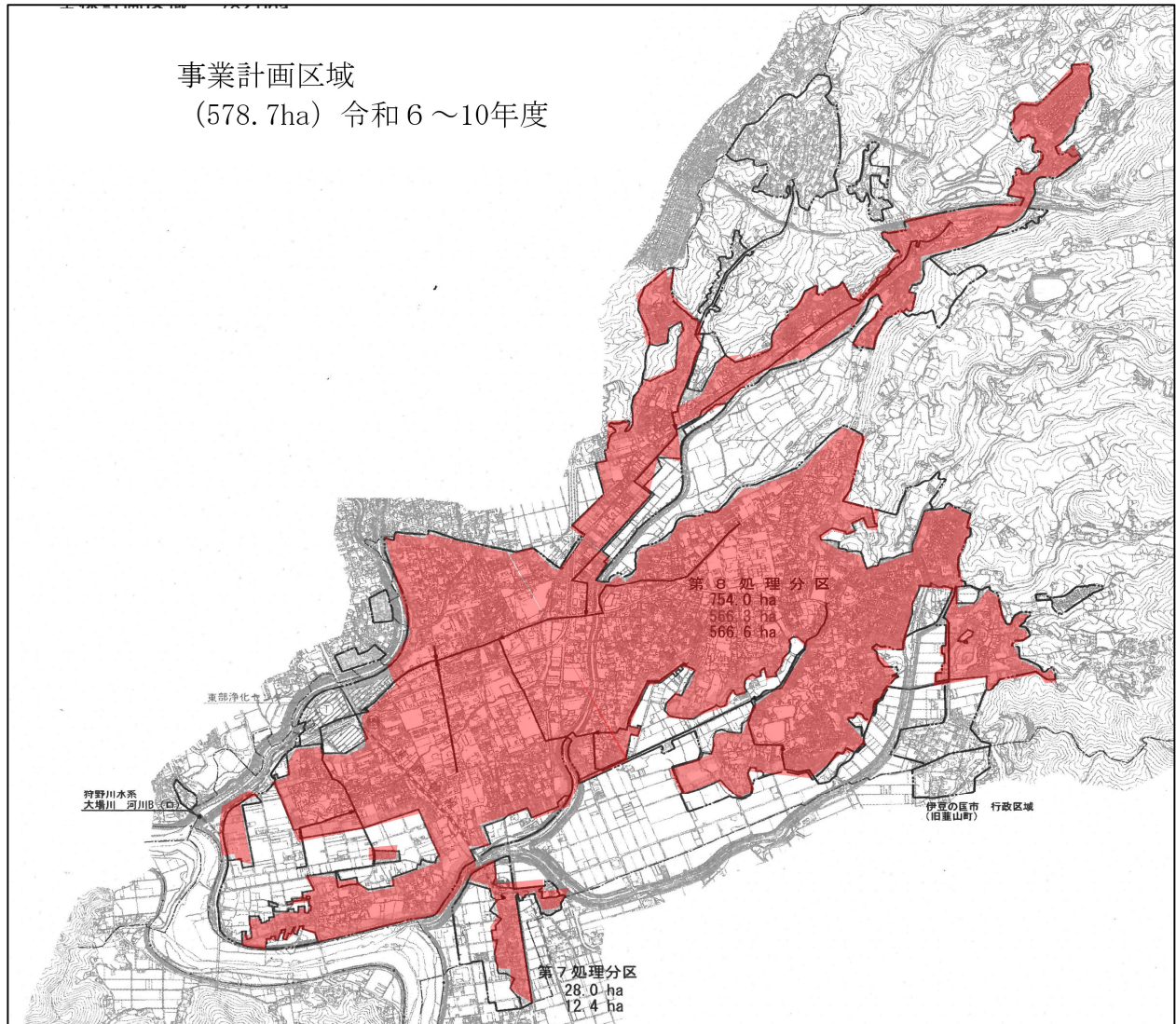
整備指標		東部 処理区	間宮 処理区	合計	平均
①処理区域面積(ha)	下水道が整備されている面積	501.1	5.1	506.2	
②行政区域内人口(人)	本町の人口	35,481	305	35,786	
③処理区域内人口(人)	下水道が整備されている区域の人口	27,098	305	27,403	
④水洗化人口(人)	下水道に接続している人口	24,638	284	24,922	
⑤処理区域内人口密度 (人/ha) (③/①)	下水道が整備されている区域1haあたりの人口	54.1	59.8		54.1
⑥処理人口普及率(%) (③/②×100)	本町の人口のうち、下水道が整備されている区域の人口	76.4	100		76.6
⑦水洗化率(%) (④/③×100)	下水道が整備されている区域の人口のうち、下水道に接続している人口の割合	90.9	93.1		90.9

公共下水道事業施設の概要

(令和7年度末時点)

処理施設	マンホールポンプ場	管渠延長
0 箇所	28 箇所	115.6 km

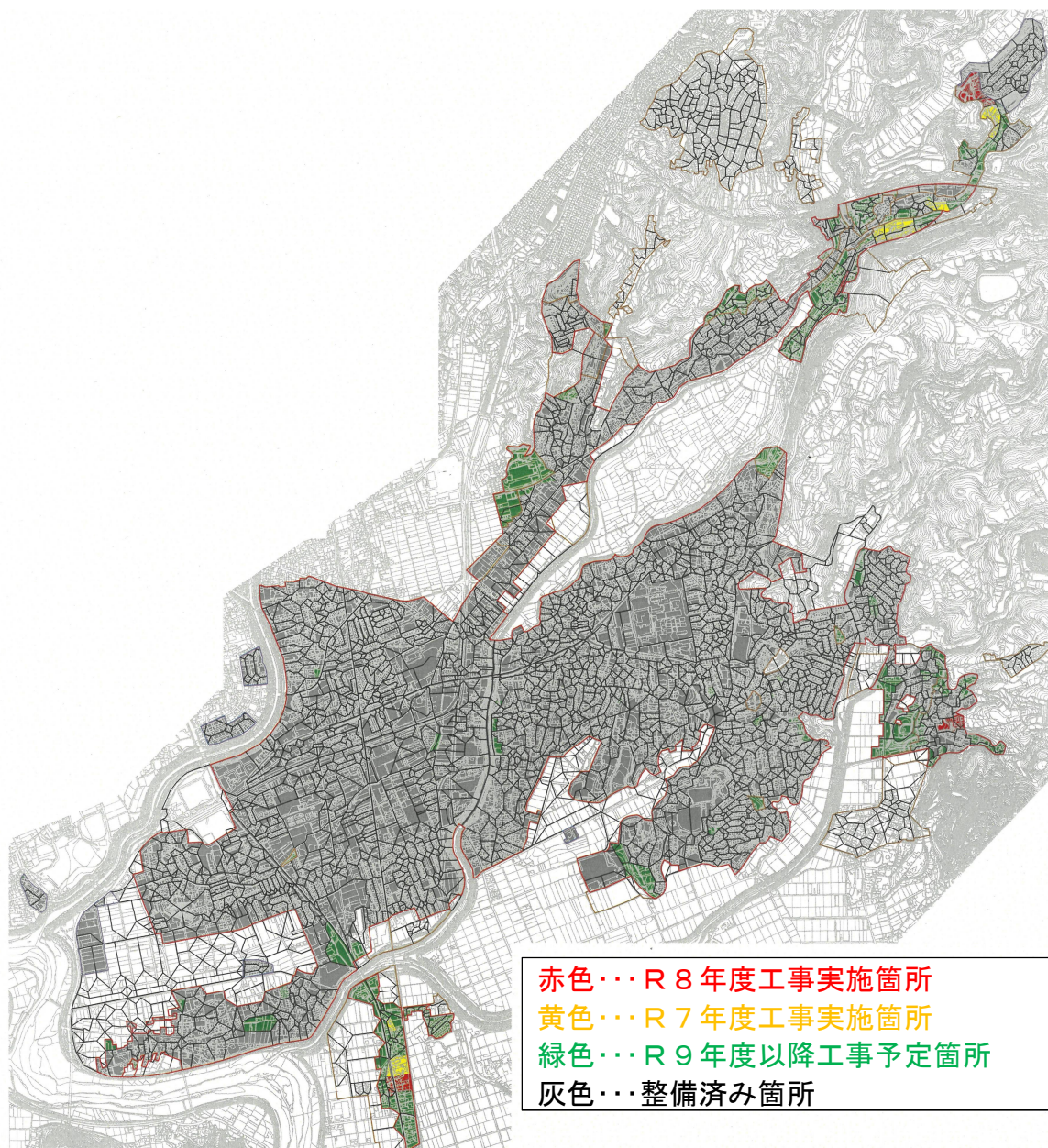
函南町公共下水道事業 事業計画区域図



※ 事業計画区域とは下水道法に基づく事業計画区域で、概ね5年に整備を実施する区域を意味します。

(2) 下水道の未普及対策事業

事業計画区域内で下水道が整備されていない地域に、下水道を整備して「下水道を使える人口」を増やすため、下水道管の埋設、マンホールの設置工事等を実施しています。



下水道管の埋設状況



マンホールの設置状況

(3) 下水道の改築事業

現在供用している施設を計画的かつ効率的に維持管理し、長寿命化やコストの最適化を図るべく、ストックマネジメント計画を策定し、点検調査や修繕、改築を実施しています。



カメラ調査状況

下水道管路内にテレビカメラを投入することで、モニター越しに異常がないかを確認します。異常が発見された場合は、修理や改築の実施箇所として計上し、計画的に更新や修理を行っていきます。

2 公営企業会計の仕組み

(1) 地方公営企業の適用と必要性について

地方公営企業とは地方公共団体が経営する企業の総称です。

◇経営状況によりの確な把握可能

- 固定資産台帳の整備
- 複式簿記の導入の必須
- 財務諸表の作成

※自らの経営成績や財政状態等の経営状況を正確に把握することができる。

◇経営健全化

- 類似の公営企業や民間企業との比較ができる。
- 経営基盤の強化
- 財政マネジメントの向上

◇住民サービスの向上

- 住民ニーズへの迅速な対応が期待できる。
- サービスの向上が期待できる。

(2) 地方公営企業法の財務について

地方公営企業は、企業としての経済性を発揮すること、本来の目的である公共福祉増進のため、一般会計と異なる民間企業会計に近い公営企業会計制度を適用します。

◇発生主義・複式簿記の採用

● 会計処理

公営企業会計（発生主義 複式簿記）

※経済活動の発生に基づいて経理を行います。

※官公庁会計（現金主義 単式簿記）

※会計処理期間は毎年4月1日から翌年3月31日まで。

◇経営成績を明らかにする

● 損益取引と資本取引の明確な区分

損益取引…管理運営に係る取引(3条予算)

資本取引…建設改良等に係る取引(4条予算)

※経理を区分することで、当該事業年度の経営成績を正確に把握します。

(3) 公営企業会計予算の仕組みについて(3条予算 4条予算)

官庁会計では、収入を歳入、支出を歳出とし、それぞれの合算を差引した上で繰越金を計算しますが、公営企業会計では、**収益的収支(3条予算)**と**資本的収支(4条予算)**を区分することになります。

企業会計予算の仕組み

収益的収支(3条予算)	予算科目
収益的収支とは、1年間の営業活動によって生じる収入と支出のことです。 下水道事業で言えば、扱う商品は「下水の処理（汚水処理、排水）」ということになるので、収益的収入には下水道使用料など下水道事業の運営に伴って生じる収入が、収益的支出には、処理場の運転経費や下水管の修理費、下水道使用料の算定に要する事務費などが計上されています。	◇収入 【営業収益】 下水道使用料、受託工事収益、他会計負担金、その他営業収益 【営業外収益】 他会計補助金、国庫補助金、長期前受金戻入、雑収益、特別利益 ◇支出 【営業費用】 維持管理費（管渠費）、流域下水道費、総係費（事業活動費や人件費など）、減価償却費、資産減耗費、その他営業費用 【営業外費用】 企業債の支払利息、雑支出、特別損失
資本的収支(4条予算)	予算科目
資本的収支とは、施設の整備や拡充などに関係する収入と支出のことです。 長期間にわたって「汚水処理」を行うための下水管や下水処理場などの整備に要する経費で、毎事業年度の下水道事業の運営に役立っているものと言えます。	◇収入 企業債、他会計出資金、国庫補助金、受益者負担金、受益者分担金、その他負担金、寄付金 ◇支出 建設改良費、企業債の元本償還金

(4) 公営企業会計における下水道使用料の考え方について

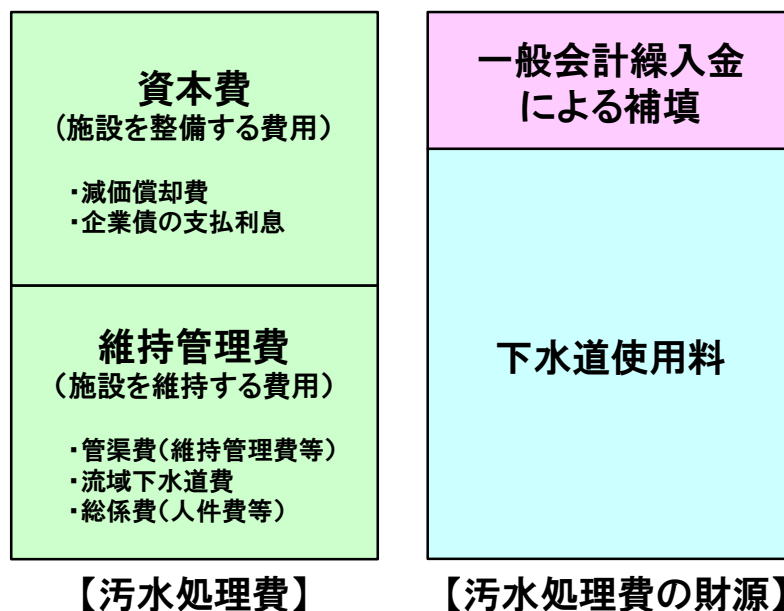
下水道事業会計では、汚水処理費を使用料収入で賄うことが原則とされており、健全経営を維持するためには、下水道使用料で汚水処理原価をどれだけ賄えているかを示す指標である経費回収率※¹＝100%を目指す必要があります。

現状（令和7年度末）の本町下水道事業では、汚水処理費405百万円に対し使用料収入が303百万円で、経費回収率が74.8%となっており、下水道使用料の不足分102百万円を一般会計繰入金で補填する形となっています。

※1 下水道使用料で回収すべき「汚水処理するために要する費用（汚水処理費）」をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標。汚水処理費をすべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料（独立採算）が確保されていることになります。

$$\text{経費回収率} = (\text{下水道使用料} \div \text{汚水処理費}) \times 100$$

下水道使用料の考え方

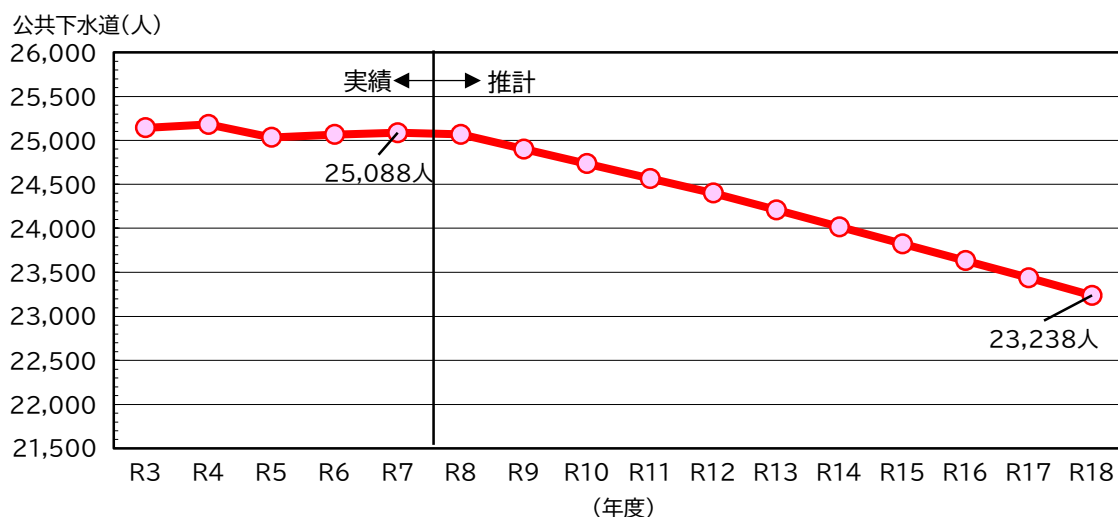


3 将来の予測

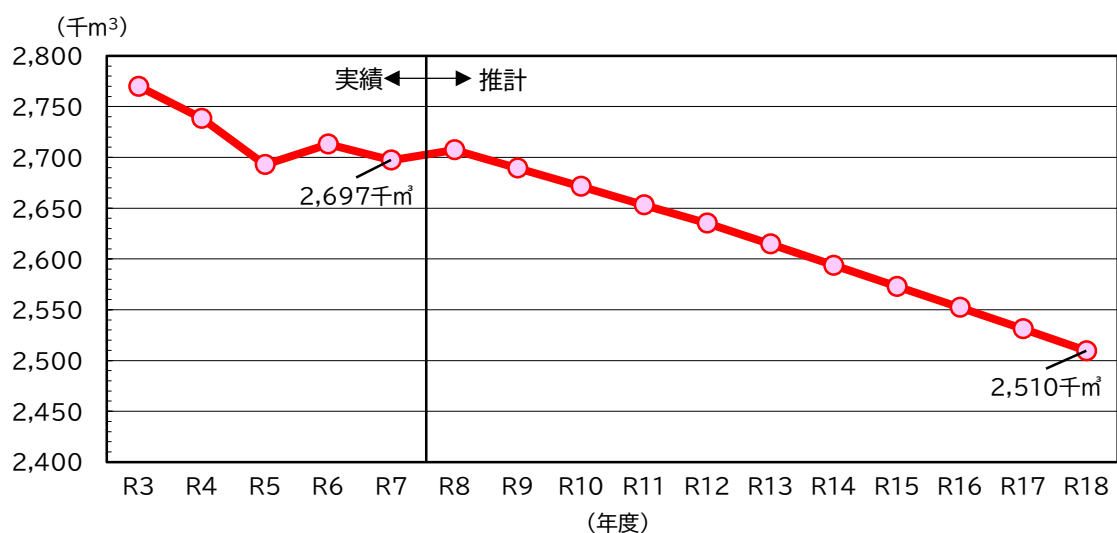
(1) 水洗化人口と有収水量の推移

令和3～18年度までの水洗化人口の推移と有収水量の推移を表に示します。
水洗化人口については、減少傾向となる見通しです。また、公共下水道事業の有収水量も水洗化人口の減少に伴い、減少傾向で推移する見通しとなっています。

水洗化人口の推移



有収水量の推移

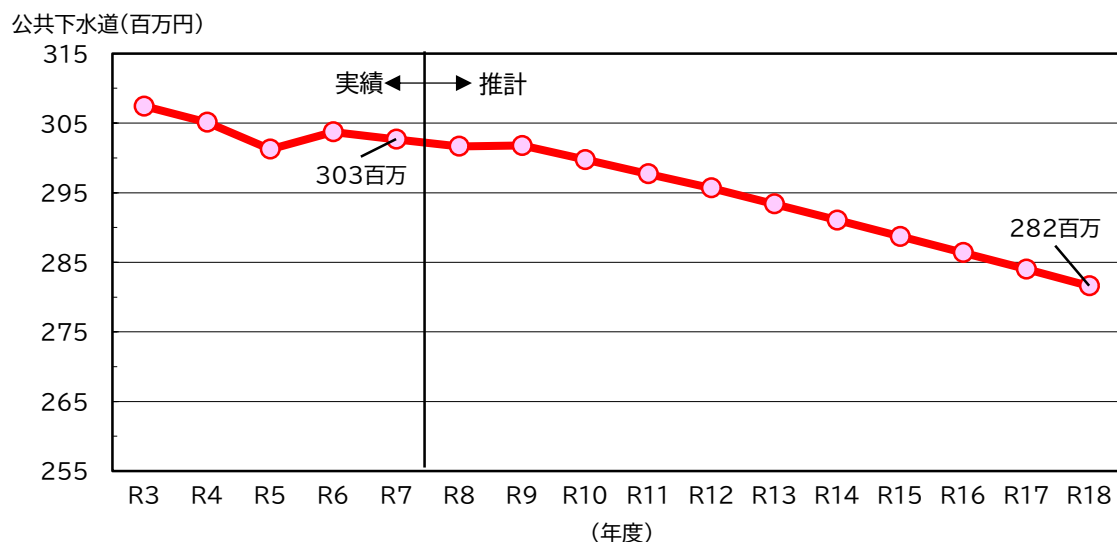


(2) 下水道使用料の推移

令和3～18年度までの下水道使用料の推移を下記の表に示します。

水洗化人口の減少に伴う有収水量の減少により、使用料収入は減少傾向となります。

下水道使用料収入の推移

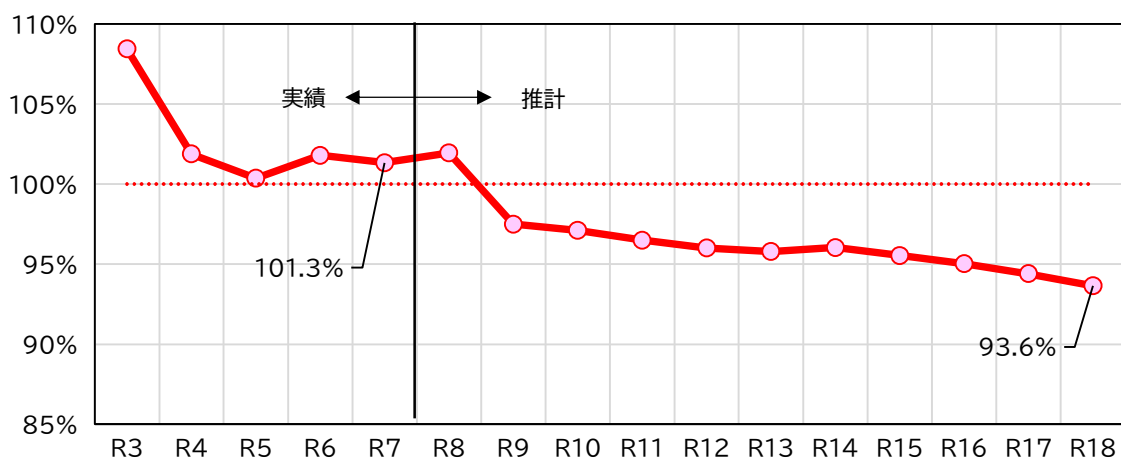


(3) 経常収支比率の推移

経常収支比率は単年度の収支が黒字であることを示す100%以上が必要とされる指標です(100%を下回る場合は、収支が赤字であることを示します)。本町の令和3～18年度までの経常収支比率の推移を下記の表に示します。

現状の使用料を据え置いた場合、公共下水道事業の経常収支比率は令和7年度の101.3%から令和18年度には93.6%へ低下します。経常収支比率が低下する理由として、人口減少などによる使用料収入の減少が支出の減少幅を上回る状況が続くためです。

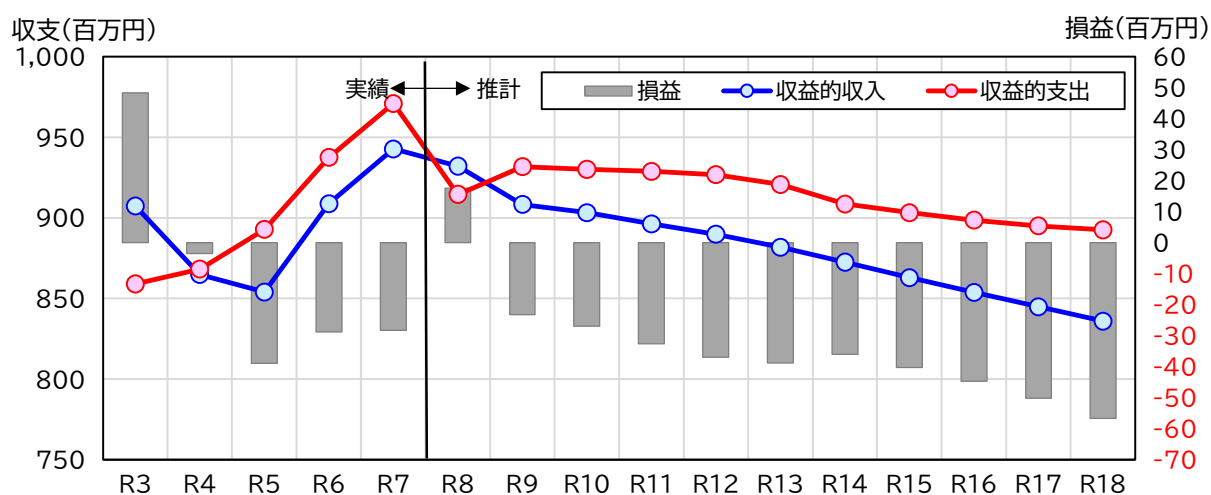
経常収支比率の推移



(4) 収益的収支の推移

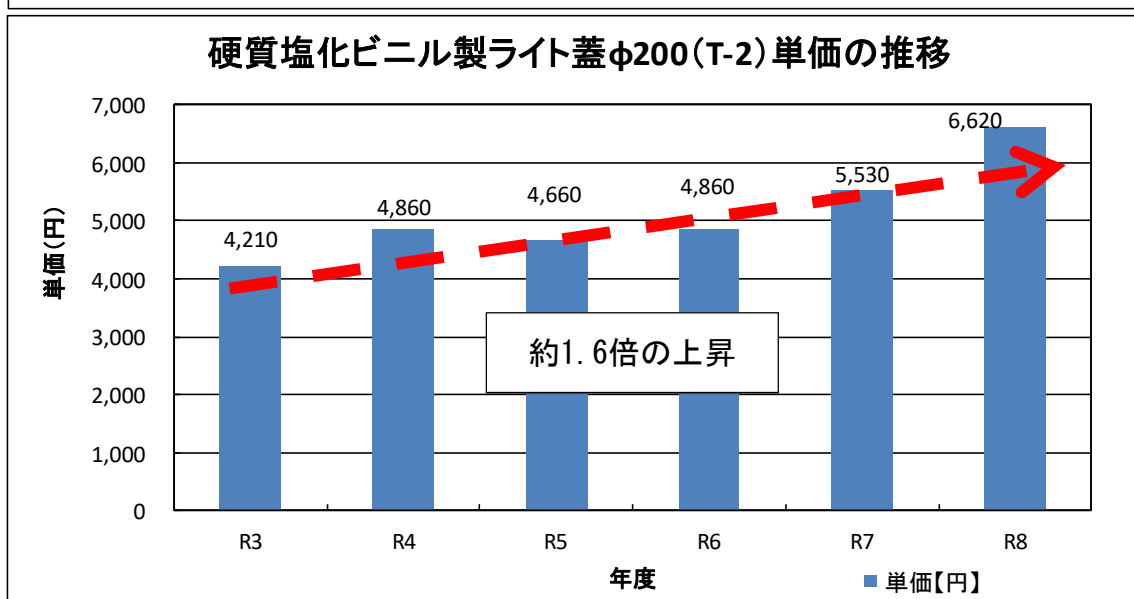
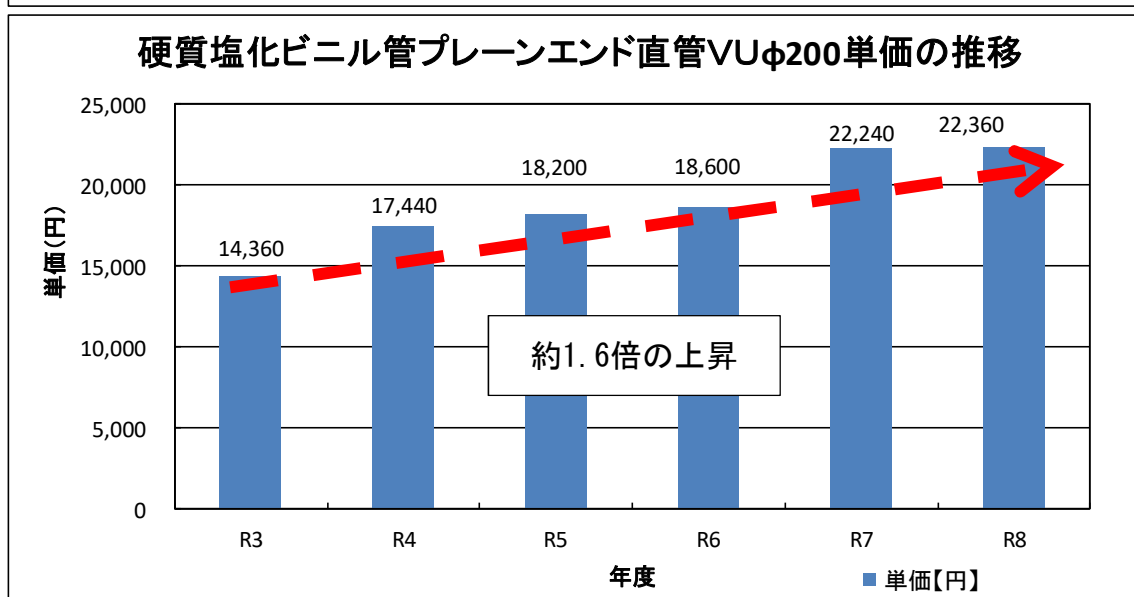
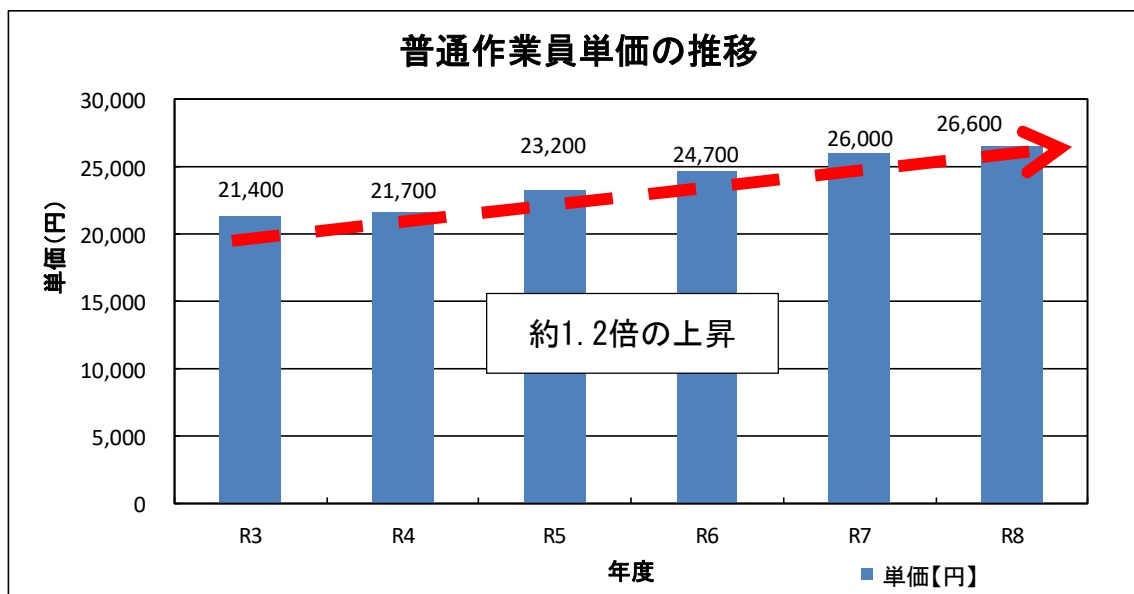
令和3年度以降の収益的収支の推移を下記の表に示します。現行の使用料体系を据え置いた場合、有収水量及び水洗化人口の減少に伴い使用料収入が減少していきます。支出については経常収支比率が低下する理由として述べられているとおり、支出が収入を上回る状況が継続するため、令和9年度以降、損益赤字が継続する見込みです。

収益的収支の推移



(5) 物価高騰の推移

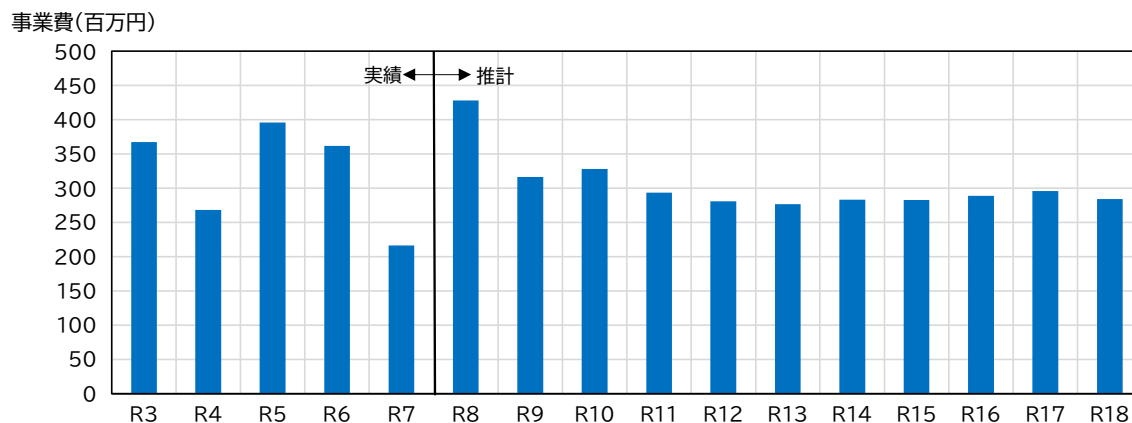
令和3年度から令和8年度までの物価高騰の状況について一例を紹介します。



(6) 事業費の推移

令和３年度以降の公共下水道事業における事業費と、今後10年間の事業費の内訳を下記の表に示します。令和９年度以降、公共下水道事業は約３億円/年で推移する計画です。

事業費の推移



令和９～18年度までの事業費

事業費用名	事業費（千円、税込）
未普及整備事業に係る費用	319,640
改築更新事業に係る費用	1,334,416
耐震化事業に係る費用	330,000
流域下水道建設負担金	701,216
その他計画策定に係る費用	244,402
事業費合計	2,929,674

※ 次頁に各年度の事業費計画の内訳を添付します。

公共下水道事業の今後の事業費計画(令和7年度～令和56年度)															(千円)
年度		公共下水道													
		①未普及整備	②改築更新事業(ストックマネジメント)								③耐震化事業	④流域下水道 建設負担金	⑤その他計画	合計	
			汚水管渠				マンホールポンプ			改築更新事業 合計					
			管渠	マンホール	マンホール蓋	合計	機械	電気	合計						
R7	2025	127,856	77,564	5,944	32,539	116,047	8,712	20,473	29,185	145,232	0	78,969	89,231	441,288	
R8	2026	127,856	77,761	5,944	30,990	114,695	11,616	18,053	29,669	144,364	33,000	93,176	17,424	415,820	
R9	2027	31,964	62,796	5,944	30,990	99,730	0	26,426	26,426	126,156	33,000	101,228	24,178	316,526	
R10	2028	31,964	96,286	5,944	30,990	133,220	13,455	20,473	33,928	167,148	33,000	71,610	24,596	328,318	
R11	2029	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	5,280	14,212	19,492	128,764	33,000	65,258	34,375	293,361	
R12	2030	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	5,280	14,212	19,492	128,764	33,000	70,736	16,555	281,019	
R13	2031	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	5,280	14,212	19,492	128,764	33,000	65,472	17,204	276,404	
R14	2032	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	10,648	14,212	24,860	134,132	33,000	61,050	22,880	283,026	
R15	2033	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	8,536	14,212	22,748	132,020	33,000	60,770	24,783	282,537	
R16	2034	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	5,280	14,212	19,492	128,764	33,000	59,532	35,299	288,559	
R17	2035	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	6,468	14,212	20,680	129,952	33,000	72,780	28,098	295,794	
R18	2036	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	6,468	14,212	20,680	129,952	33,000	72,780	16,434	284,130	
R19	2037	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	6,468	14,212	20,680	129,952	33,000	72,780	22,110	289,806	
R20	2038	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	6,468	14,212	20,680	129,952	33,000	72,780	24,013	291,709	
R21	2039	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	6,468	14,212	20,680	129,952	33,000	72,780	34,298	301,994	
R22	2040	31,964	20,516	5,556	83,200	109,272	6,468	14,212	20,680	129,952	33,000	72,780	15,543	283,239	
R23	2041	31,964	20,516	10,588	83,200	114,304	6,468	14,212	20,680	134,984	33,000	72,780	15,543	288,271	
R24	2042	31,964	20,516	10,588	83,200	114,304	6,468	14,212	20,680	134,984	33,000	72,780	21,219	293,947	
R25	2043	31,964	20,516	10,588	83,200	114,304	6,468	14,212	20,680	134,984	33,000	72,780	23,122	295,850	
R26	2044	31,964	27,376	11,112	83,200	121,688	6,468	14,212	20,680	142,368		72,780	33,693	280,805	
R27	2045	31,964	27,376	11,112	83,200	121,688	6,468	14,212	20,680	142,368		72,780	28,252	275,364	
R28	2046	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	16,588	280,102	
R29	2047	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	22,264	285,778	
R30	2048	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	24,167	287,681	
R31	2049	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	34,452	297,966	
R32	2050	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	16,104	279,618	
R33	2051	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	16,104	279,618	
R34	2052	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	21,780	285,294	
R35	2053	31,964	33,714	21,176	83,200	138,090	6,468	14,212	20,680	158,770		72,780	23,683	287,197	
R36	2054	31,964	38,614	21,176	83,200	142,990	6,468	14,212	20,680	163,670		72,780	34,243	302,657	
R37	2055	31,964	38,614	21,176	83,200	142,990	6,468	14,212	20,680	163,670		72,780	28,703	297,117	
R38	2056	31,964	38,614	21,176	83,200	142,990	6,468	14,212	20,680	163,670		72,780	17,039	285,453	
R39	2057	31,964	38,614	21,176	83,200	142,990	6,468	14,212	20,680	163,670		72,780	22,715	291,129	
R40	2058	31,964	38,614	21,176	83,200	142,990	6,468	14,212	20,680	163,670		72,780	24,618	293,032	
R41	2059	31,964	38,614	21,176	83,200	142,990	6,468	14,212	20,680	163,670		72,780	33,363	301,777	
R42	2060	31,964	38,614	21,176	83,200	142,990	6,468	14,212	20,680	163,670		72,780	15,543	283,957	
R43	2061	31,964	38,614	21,700	83,200	143,514	6,468	14,212	20,680	164,194		72,780	15,543	284,481	
R44	2062	31,964	38,614	21,700	83,200	143,514	6,468	14,212	20,680	164,194		72,780	21,219	290,157	
R45	2063	31,964	38,614	21,700	83,200	143,514	6,468	14,212	20,680	164,194		72,780	23,122	292,060	
R46	2064	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	35,310	309,148	
R47	2065	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	28,890	302,728	
R48	2066	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	17,226	291,064	
R49	2067	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	22,902	296,740	
R50	2068	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	24,013	297,851	
R51	2069	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	34,298	308,136	
R52	2070	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	16,434	290,272	
R53	2071	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	16,434	290,272	
R54	2072	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	22,110	295,948	
R55	2073	31,964	43,514	21,700	83,200	148,414	6,468	14,212	20,680	169,094		72,780	24,167	298,005	
R56	2074	31,964	43,514	22,223	83,200	148,937	6,468	14,212	20,680	169,617		72,780	34,727	309,088	

4 下水道使用料の現状と課題について

(1) 下水道事業の経営原則

独立採算の原則	受益者負担の原則	雨水公費・汚水私費の原則
雨水処理費用や不明水処理費用など独立採算が客観的に困難である経費を除き、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を運営していく	特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求めるもの（公費負担の公平性と公正性を確保するための仕組み）	・ 雨水は自然現象に起因しその排除による受益が広く及ぶため公費（税金）負担する考え ・ 汚水は原因者や受益者が明らかであるため私費（使用料）負担

(2) 使用料体系の推移

本町の使用料体系は、基本料金と超過料金により料金を算定する従量使用料制となっています。

近年では令和29年7月と令和2年7月に条例改正し、料金を改定しています。

また、水道料金と合わせ、下水道使用料の検針・徴収を2か月毎に実施しています。

函南町下水道使用料金表（2ヵ月）

平成29年6月30日まで

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m3 につき
一般用	20m3 まで	1, 600 円	20m3 を超え 40m3 まで	81 円
			40m3 を超え 60m3 まで	83 円
			60m3 を超えるもの	85 円
一時使用	1 m3 につき			85 円

平成29年7月1日から

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m3 につき
一般用	20m3 につき	2,000 円	20m3 を超えるもの	100 円
一時使用	1 m3 につき			100 円

令和2年7月1日より（現行料金）

種別	基本料金		超過料金	
	汚水量	金額	汚水量	1 m3 につき
一般用	20m3 につき	2,100 円	20m3 を超えるもの	105 円
一時使用	1 m3 につき			105 円

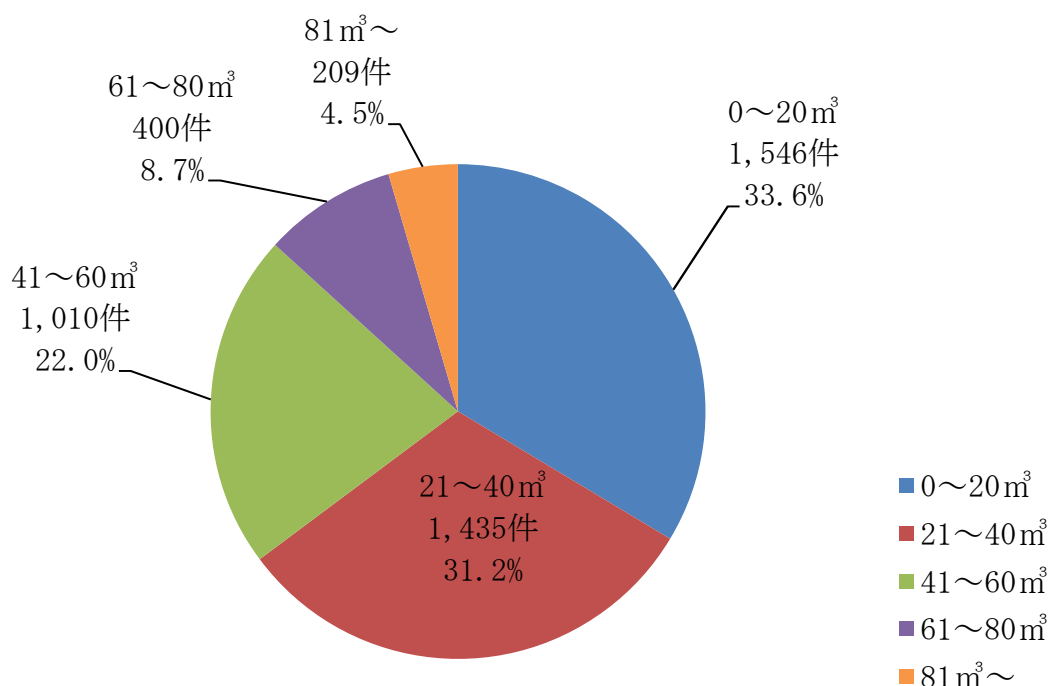
※ 全て税抜表示です

(3) 使用状況について

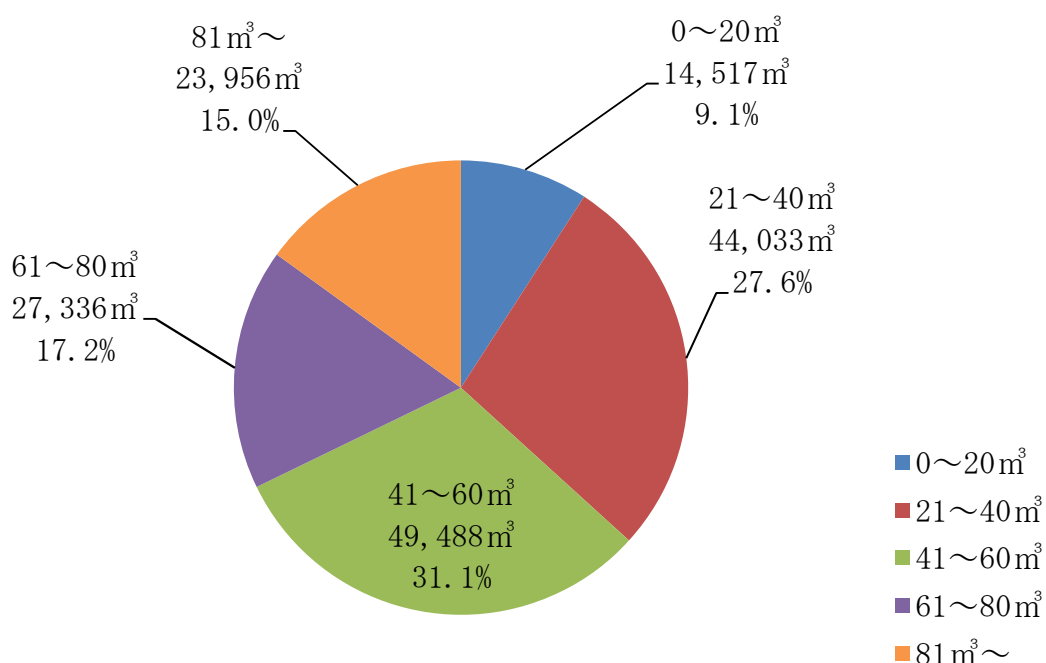
ア 家庭用内訳

令和7年度3月請求分 4,600件、159,330 m^3 、19,992,930円

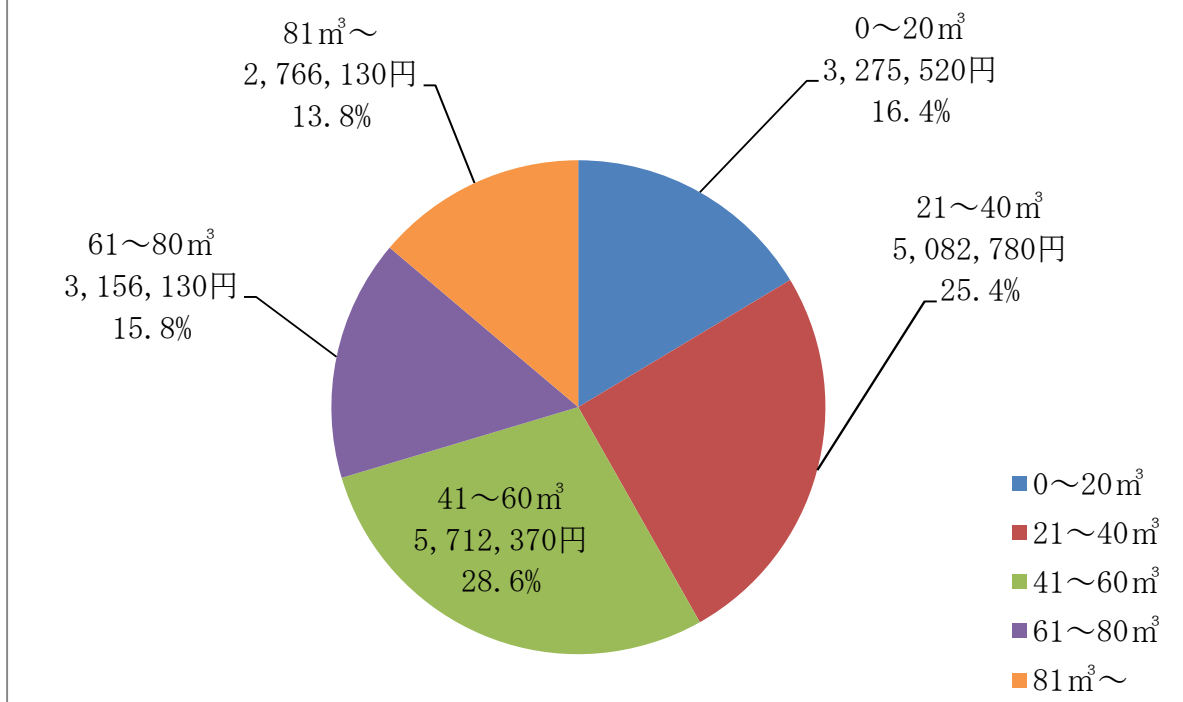
段階別調定件数（家庭用）



段階使用水量（家庭用）



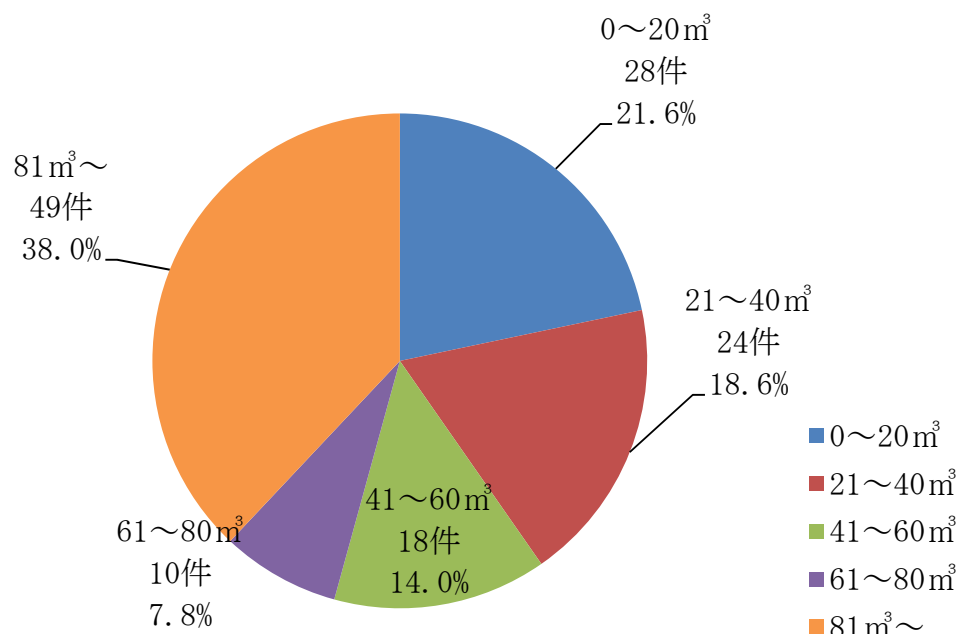
段階別料金内訳（家庭用）



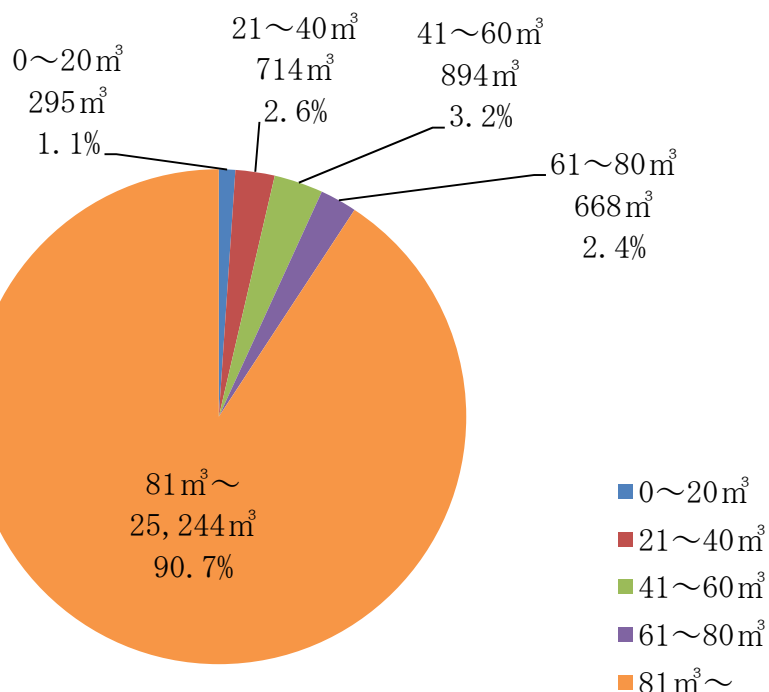
イ 営業用内訳

令和7年度3月請求分 129件、27,815 m^3 、3,243,240円

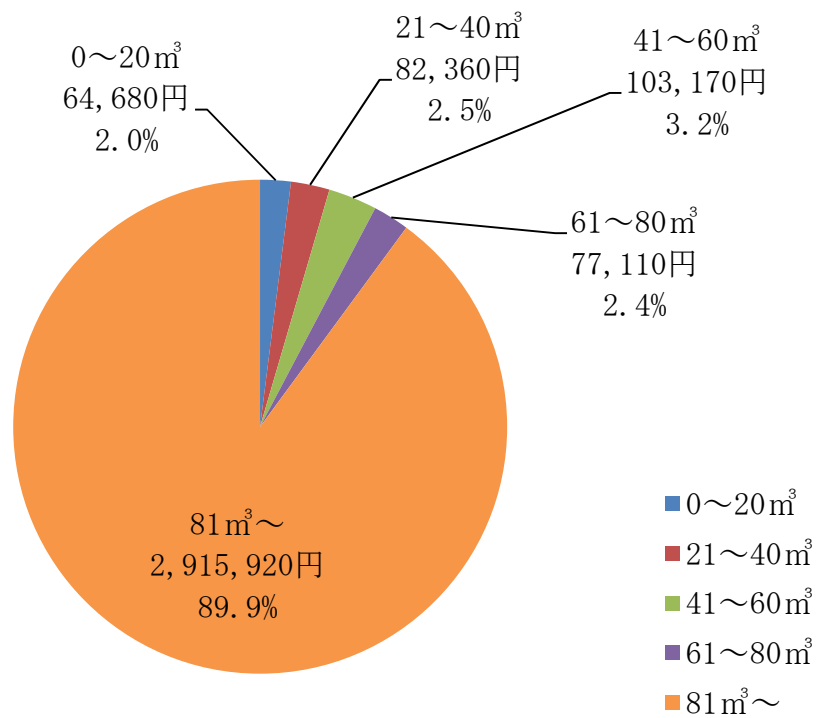
段階別調定件数（営業用）



段階使用水量（営業用）



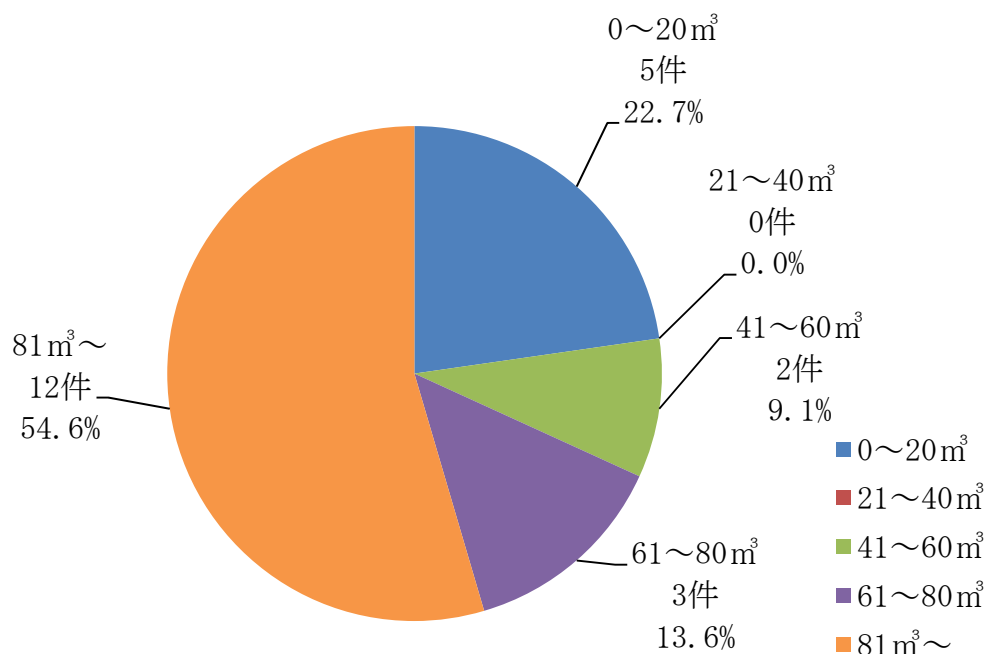
段階別料金合計（営業用）



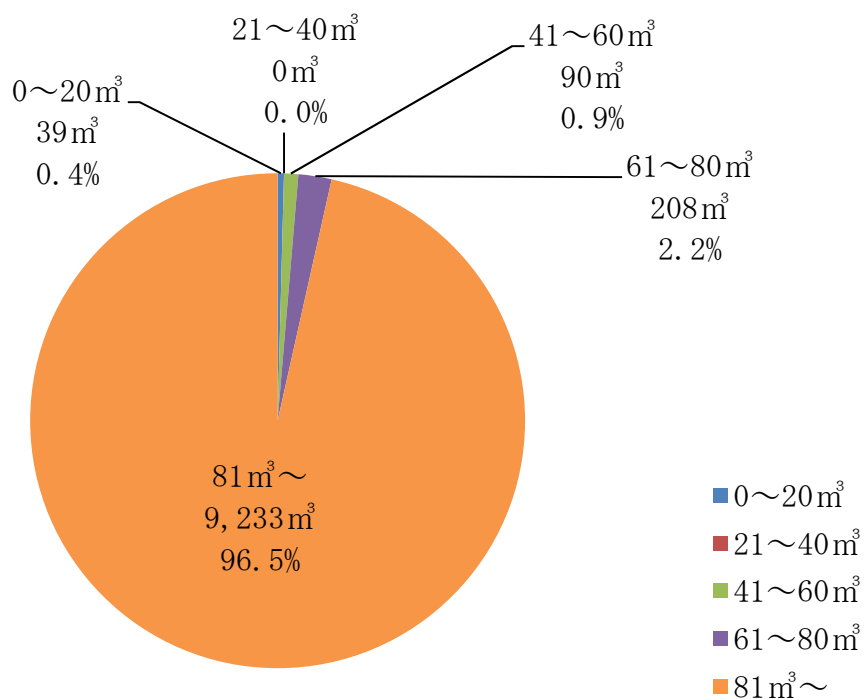
ウ 公共用内訳

令和7年度3月請求分、22件、9,570 m^3 、1,112,310円

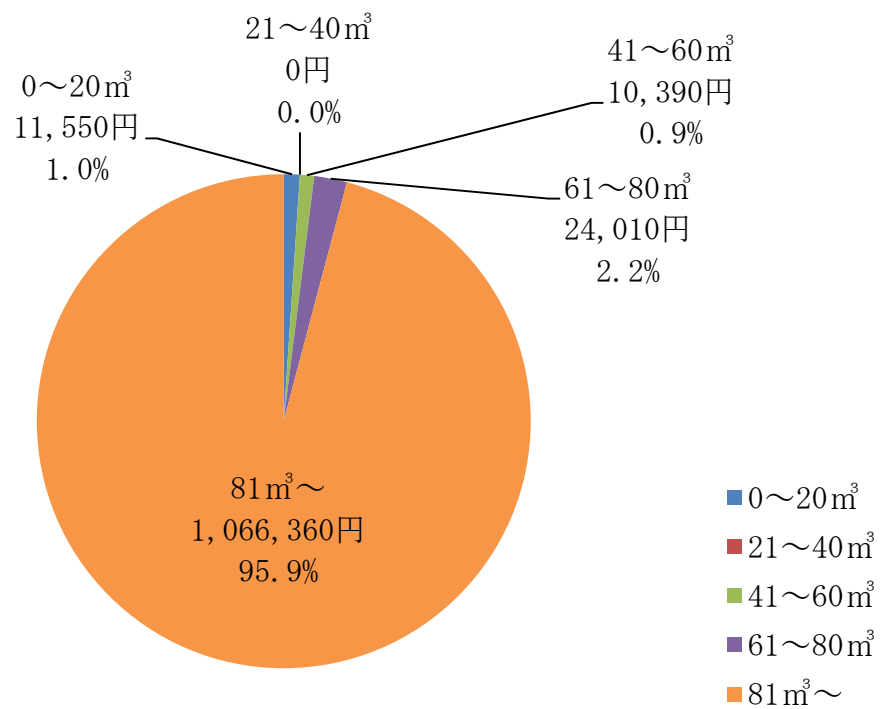
段階別調定件数（公共用）



段階使用水量（公共用）



段階別料金合計（公共用）



(4) 使用料の比較について

※各市町、検針・請求は2か月に1度

(税込)

No.	市町名	2ヶ月で20m ³ 使用した場合		No.	市町名	2ヶ月で20m ³ 使用した場合	
		合計	1m ³ 相当額			合計	1m ³ 相当額
1	熱海市	6,274円	313円	16	掛川市	2,596円	129円
2	伊豆市 ※R8 10/1 から	4,252円	212円	17	伊豆の国市	2,590円	129円
3	浜松市	3,322円	166円	18	小山町	2,420円	121円
4	吉田町	3,102円	155円	19	裾野市	2,398円	119円
5	島田市	3,036円	151円	20	清水町	2,310円	115円
6	静岡市	3,028円	151円	21	函南町	2,310円	115円
7	富士市	2,904円	145円	22	御前崎市	2,310円	115円
8	御殿場市	2,830円	141円	23	三島市	2,252円	112円
9	袋井市	2,810円	140円	24	森町	2,200円	110円
10	湖西市	2,764円	138円	25	藤枝市	2,200円	110円
11	焼津市	2,646円	132円	26	南伊豆町	2,200円	110円
12	下田市	2,640円	132円	27	伊東市	1,760円	88円
13	菊川市	2,640円	132円	28	富士宮市	1,694円	84円
14	磐田市	2,602円	130円	29	長泉町	1,540円	77円
15	沼津市	2,600円	130円				

※ 函南町独自の試算による

(4) 課題と今後の対応策について

現行の使用料体系を維持する場合、人口減少により使用料収入が減少し、支出を下回る状況が継続する見込みです。その結果、「経常収支比率」及び「経費回収率」がともに100%未満で推移することとなり、使用料収入で賄えない経費については一般会計からの繰入金に依存せざるを得ない状況となっています。

さらに、今後も未普及整備事業をはじめ、老朽化および耐震化対策など、毎年3億円程度の事業費を見込んでおり、これらを確実にしていくための財源確保が不可欠です。

函南町の現行の使用料（20m³/月）は県内市町と比較しても低い水準となっています。令和9年度以降、100%未満で推移する「経常収支比率」及び「経費回収率」を向上させ、繰入金への依存を緩和するとともに、必要な事業費を確保して持続可能な事業運営を行うためには、適正な水準への使用料改定が必要不可欠となります。

今後、使用料の改定を検討するにあたっては、県内事業体の使用料水準や動向、ならびに住民生活への影響に十分配慮しながら、適切な改定時期及び使用料設定について精査が必要です。

5 使用料改定について

令和7年2月策定の函南町下水道事業経営戦略において、今後の経営シミュレーションにおける収益的収支のバランスは、純損失（損益赤字）の継続が見込まれ、現状のままでは事業運営の継続が困難となる試算結果となりました。また、経常収支比率は100%を下回り、経費回収率についても横ばい（74.8%）で推移し、必要な経費を使用料で賄えない状況が長期化する懸念があります。

したがって、今後も持続可能な公営企業経営を持続するためには、使用料改定の検討が不可欠であると考えます。経営戦略では、経営シミュレーションの結果を踏まえ、財政収支の均衡を図るべく、令和9年度より5年ごとに使用料改定を行うこととしています。

経営戦略ではこのように記載していますが、本審議会においては、令和6年度経営戦略の結果全てに拘らず、柔軟に様々な意見をいただいたうえで料金改定の検討を進めていただきたいと考えています。

(1) 使用料改定方針案

財政収支の均衡を図るための財政健全化目標及び使用料改定方針案を以下に示します。

「料金改定方針」

- ◇使用料算定期間は、使用料の安定性、期間的負担の公平、原価把握の妥当性などの要素を考慮し、3～5年を基準に設定する。
- ◇計画期間内は、経常収支比率100%を目指し、経費回収率については段階的な使用料の改定において将来的に100%を目指す。

※「使用料算定期間」とは、下水道使用料の算定のために使用料対象経費を算定する期間であり、期間ごとの適切な時期に見直しを行うことを意味します。

※「収益的収支」とは、日々の事業を運営するための取引のことで、収入には下水道使用料などが、支出には人件費や動力費（処理場及びポンプ場を運転するのに必要な電気代や燃料費）などの維持管理費となります。

※「経常収支比率」とは、当該年度において、料金収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要です。

※「経費回収率」とは、使用料で回収すべき経費をどの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能です。下水道使用料を汚水処理費（公費負担分を除く）で除すことで算出します。算出した数値は、使用料で回収すべき経費を全て使用料で賄えている状況を示す100%以上であることが必要です。数値が100%を下回っている場合、汚水処理に係る費用が使用料以外の収入により賄われていることを意味するため、適正な使用料収入の確保及び汚水処理費の削減が必要です。

(2) 新料金体系の方針について

本改定における公共下水道事業の基本料金及び超過料金の体系については、基本的に現行を維持することといたします。

特に超過料金については、前々回の使用料改定において「多量使用世帯（子育て世帯及び高齢者を抱える世帯）への配慮」を目的として、従量累進制を廃止し単一料金へと見直した経緯を鑑み、本改定においても引き続き現行の単一料金を維持する方針とします。

新料金体系方針

区分	現行方針	改定方針
基本料金	単一単価（20m ³ まで）	現行維持
超過料金	単一単価（20m ³ を超える 1 m ³ ごと）	〃
一時使用	単一単価（1 m ³ ごと）	〃

6 使用料を適切な時期や水準で改定しなかった場合

1. 使用料収入の減少が続き、収支不足が拡大する

収益的収支（損益計算書ベース）で赤字が慢性化する。人件費や維持管理費、電気代などのランニングコストを賄えず、減価償却費を充当できない状態になると、将来の施設更新の財源が失われる。

2. 一般会計からの繰入金への依存が高まる。

一般会計からの繰入金が増え、教育・福祉・道路など他分野の予算を圧迫する。また、受益者負担の原則から外れ、住民間の負担の公平性が損なわれる。

※ 函南町は一般会計予算も非常に厳しい状況であり、これ以上の繰入金の拠出は難しい状況です。

3. 資金不足による事業の停滞が発生する。

資本的収支（未普及工事、更新・改築工事の財源）が不足し、未普及工事の先送りや老朽化施設の更新が遅れる。国庫補助金や企業債を受けても、自己負担分が用意できず工事を先送りする状態となってしまう。

4. 下水道施設の更新・修繕に必要な財源が不足する。

下水道管路やマンホールポンプ場の更新が後回しになり、突発的な故障や事故のリスクが増大する。

5. 将来的に、より大幅な料金改定が必要になる。

今回、改定を先送りしても、経営上の問題そのものがなくなるわけではない。むしろ収支悪化を放置すると、後になって一度に更に大きな料金改定を行う必要が生じる。今の利用者が負担すべきコストを将来世代が背負う形になってしまう。

7 料金改定せず現行料金を継続した場合のシミュレーション

実績・予算値←→予測値

単位：千円

項目			年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18
収益的収支	収入	下水道使用料		307,459	305,127	301,272	303,742	302,685	301,684	301,791	299,780	297,720	295,708	293,405	291,066	288,728	286,401	284,038	281,614
		他会計負担金・他会計補助金		373,626	331,224	319,804	355,065	394,433	392,874	375,052	375,310	375,441	375,695	375,698	378,222	378,370	378,350	378,326	378,315
		長期前受金戻入		225,979	227,394	228,417	228,651	229,574	231,406	231,189	227,706	222,711	218,005	212,430	202,923	195,445	188,727	182,154	175,628
		その他		253	1,045	4,421	21,305	15,974	6,130	319	319	319	319	319	319	319	319	319	319
		小計（A）		907,317	864,790	853,915	908,763	942,667	932,094	908,351	903,114	896,190	889,726	881,853	872,530	862,861	853,796	844,836	835,875
	支出	人件費		19,837	23,454	24,200	43,431	28,656	28,409	28,485	28,980	29,485	29,998	30,520	31,051	31,591	32,141	32,700	33,269
		委託料		21,133	28,010	28,217	40,493	57,935	43,236	37,373	38,262	39,173	40,105	41,060	42,037	43,037	44,062	45,110	46,184
		流域下水道維持管理負担金		231,562	232,614	233,342	233,584	270,640	267,520	290,224	286,000	282,040	278,520	275,528	272,800	270,160	267,608	268,048	268,400
		減価償却費		493,141	494,167	495,688	499,757	500,081	500,037	494,219	491,950	488,146	483,829	475,107	460,036	451,360	443,391	433,653	425,006
		資産減耗費		0	0	0	0	0	1,000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		支払利息		56,819	52,201	48,916	47,937	48,064	51,328	60,969	64,207	68,960	72,886	76,834	80,734	84,702	88,595	92,412	96,220
		その他維持管理費		36,431	37,822	62,473	72,310	65,549	22,952	20,365	20,678	21,014	21,364	21,576	21,939	22,310	22,690	23,078	23,476
		小計（B）		858,922	868,267	892,836	937,512	970,925	914,482	931,634	930,078	928,817	926,702	920,624	908,596	903,160	898,486	895,002	892,554
		利益（A）－（B）		48,395	-3,477	-38,921	-28,749	-28,259	17,611	-23,283	-26,964	-32,627	-36,976	-38,771	-36,066	-40,299	-44,690	-50,166	-56,679
資本的収支	収入	企業債		249,300	198,700	291,900	207,400	182,900	277,500	173,664	210,403	185,510	185,538	185,862	188,718	187,594	185,972	186,109	186,109
		他会計出資金		0	35,639	41,885	0	0	0	14,948	14,690	14,559	14,305	14,302	11,778	11,630	11,650	11,674	11,685
		国庫補助金		129,200	83,283	121,600	148,512	103,328	200,800	40,866	47,904	41,566	36,203	36,528	39,384	42,050	42,028	36,775	36,775
		負担金		4,769	4,971	4,114	3,903	2,400	2,642	941	941	941	941	941	941	941	941	941	941
		その他		0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		小計（C）		383,269	322,593	459,499	359,815	288,628	480,943	230,419	273,938	242,575	236,987	237,632	240,821	242,215	240,591	235,499	235,510
	支出	建設改良費		432,495	311,836	460,774	421,294	304,696	534,817	347,216	359,917	331,467	319,569	315,407	322,833	322,677	328,967	336,763	325,593
		企業債償還金		259,358	273,987	264,124	255,347	248,567	240,649	235,521	225,285	216,487	205,627	200,603	195,703	188,272	184,851	181,594	178,050
		小計（D）		691,853	585,823	724,898	676,641	553,263	775,466	582,736	585,203	547,954	525,196	516,010	518,535	510,948	513,818	518,357	503,643
		収支不足額（C）－（D）		-308,585	-263,230	-265,400	-316,826	-264,636	-294,523	-352,317	-311,265	-305,379	-288,209	-278,378	-277,714	-268,734	-273,227	-282,858	-268,133
企業債残高				3,987,678	3,912,391	3,940,167	3,892,220	3,826,553	3,863,404	3,801,547	3,786,665	3,755,688	3,735,599	3,720,858	3,713,873	3,713,196	3,714,317	3,718,832	3,726,891
汚水処理原価（円/m3）				150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150	
使用料単価（円/m3）				111	111	112	112	112	111	112	112	112	112	112	112	112	112	112	
経費回収率（％）				74	74	75	75	75	74	75	75	75	75	75	75	75	75	75	
使用料改定率（％）																			
内部留保資金残高				170,572	221,322	300,089	25,795	32,151	52,918	-45,139	-101,869	-158,659	-203,402	-243,216	-284,479	-322,214	-369,621	-435,688	-496,426

8 令和8年度 下水道事業審議会スケジュール(案)

- ◇第1回 令和8年9月4日
 - 委嘱状の交付
 - 委員の紹介
 - 諮問書の交付
 - 下水道事業の概要について
 - 公営企業会計の仕組みについて

- ◇第2回 令和8年10月中旬
 - 下水道使用料改定方針案について
 - 投資・財政計画シミュレーション表について

- ◇第3回 令和8年11月下旬
 - 現行料金と新料金案との増加比較について
 - 使用料改定パターンごとの料金表比較について

- ◇第4回 令和9年2月中旬
 - 住民説明会の実施報告
 - 使用料改定案の決定について

- ◇第5回 令和9年3月上旬
 - 答申書の内容について

- ◇その他 令和9年1月上旬
 - 住民説明会の実施（複数回を予定）

※ 審議の進捗により、回数の増減、実施時期は変更になる場合があります。